

HARIMA MEDICAL FITNESS 会員規約

第 1 章 総則

第 1 条（名称）

本施設は、HARIMA MEDICAL FITNESS（以下、本施設）と称します。

第 2 条（所在地）

本施設は、兵庫県加古郡播磨町北野添 2 丁目 1 番 2 号 BiVi 土山内を所在地とします。

第 3 条（目的）

本施設は、医療機関の附属施設として運動習慣を身に付けて継続することで生活習慣病治療の一助となること、また子供から高齢者までの健康増進を図ることを目的とします。

第 4 条（運営・管理）

本施設は、特定医療法人社団仙齡会（以下、当法人）が運営・管理にあたります。

第 2 章 会員

第 5 条（会員制度）

本施設は会員制とします。入会する際に定められた会員契約を行うことで諸施設を利用することができます。

第 6 条（会員資格）

以下の諸条件を満たす方は、本施設の会員資格および利用資格を有するものとします。

1. 原則として年齢満 15 歳以上で、本施設の規約に従える方
2. 医師に運動を禁じられていない方
3. 現在、治療中の疾患がある場合、主治医の指示に基づき運動を実施する方
4. 妊娠されている場合、主治医の指示に基づき運動を実施する方
5. 暴力団などの反社会的組織に関与していない方
6. 刺青、タトゥーをしている場合は、第三者の目に触れることのないよう工夫ができる方
7. 伝染病やその他他人に伝染または感染の恐れのある疾病を有していない方

8. 酒気を帯びていない方

9. その他、本施設が会員として不適切として認める事由のない方（本施設は不適切と認める理由を示す必要がないものとします）

第7条（未成年者の取り扱い）

未成年者が会員になろうとする場合は、所定の書類に本人とその親権者が連署した上で申し込むものとします。この場合、親権者は自ら会員になった場合と同様に、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第8条（入会申込手続き）

本施設に入会しようとする方は、所定の申込書により入会申し込みを行い、本施設の承認を得た上で利用コースに従って所定の会費を所定の方法で本施設に納入することで入会申込手続きが完了します。

第9条（会費の返還）

納入済の会費はいかなる場合でも、これを一切返還いたしません。

第10条（会員資格の貸与・譲渡）

本施設の会員資格は他に貸与・譲渡できません。

第11条（諸規則の遵守）

会員は、本施設の利用にあたり、以下を遵守しなければなりません。

1. 本規約および施設内諸規則を遵守しなければなりません
2. 医師および施設スタッフの指示に従わなければなりません
3. 施設内の秩序を乱す行為をしてはなりません

第12条（変更届出）

会員は、住所や連絡先など入会申込書等の記載事項に変更があった場合、速やかに本施設に届け出るものとします。

第13条（休会）

会員は、やむを得ない事由がある場合、3ヶ月間を上限として休会することができます。会員が休会を希望する場合は、以下の手続きを行うものとします。

1. 休会を希望される場合、本施設の定める所定期日（毎月 10 日、10 日が休館日の場合は翌営業日）までに本施設の定める休会届を提出することにより翌月から最大 3 ヶ月休会可能です
2. 所定期日を過ぎた場合は翌月末扱いになります
3. 休会届が提出されない限り、会費は現行のままご請求させていただきます
4. 電話による申し出は受け付けられません

第 14 条（退会）

会員は、退会を希望する場合、以下の手続きを行うものとします。

1. 退会を希望される場合、本施設の定める所定期日（毎月 10 日、10 日が休館日の場合は翌営業日）までに本施設の定める退会届を提出することによりその月末で退会することができます
2. 所定期日を過ぎた場合は翌月末扱いになります
3. 退会届が提出されない限り、会費は現行のままご請求させていただきます
4. 電話による申し出は受け付けられません
5. 退会月の会費は、全額お支払いいただきます
6. 自己都合により、会費を 3 ヶ月間以上滞納した場合は、退会扱いとします。ただし、滞納分については、全額お支払いいただきます
7. 再入会を希望される場合、入会金および事務手数料は、本施設が定める金額をお支払いいただきます

第 15 条（会員除名）

会員が次の各号に該当する場合、本施設から除名することができます。

1. 本施設の規約および諸規則に違反した場合
2. 本施設の名誉、信用を傷つけ、秩序を乱し、会員としてふさわしくない行為をした場合
3. 会費の支払いを怠り、本施設から督促を受けてもなお所定の期日までに支払いをしない場合
4. 他の会員に著しく迷惑となる行為があった場合
5. その他、本施設が会員としてふさわしくないと認めた場合

第 16 条（会員資格喪失）

会員は、次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利も喪失するものとし

ます。

1. 第 14 条により退会が承認された場合
2. 第 15 条により除名された場合
3. 会員本人が死亡した場合
4. 運営上、やむを得ない事由により本施設の全てを閉鎖した場合

第 17 条（損害賠償責任免除）

本施設において、会員およびビジターは自己責任で運動を行い、会員およびビジターまたは第三者に発生した人的物的事故については、本施設に故意または重大な過失がある場合を除き、本施設はその損害賠償の責は一切負わないものとします。

第 18 条（盗難および紛失）

会員およびビジターがフィットネス利用の際に生じた盗難または紛失について、本施設は一切の損害賠償の責を負いません。

第 19 条（禁止事項）

本施設内および本施設周辺において、会員による次の行為を禁止します。

1. 刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと
2. 所定の場所以外での喫煙行為（電子タバコ含む）
3. 盲導犬や介助犬を除く動物の持ち込み
4. 本施設内の物品の持ち出しや損壊
5. 所定の場所以外での排泄行為
6. 他人や従業員、本施設の誹謗中傷
7. 勧誘行為や政治活動（営利・非営利問わず）
8. 暴力行為や声を荒げるなどの他人が恐怖を感じる危険な行為
9. 痴漢・覗き・露出等の公序良俗に反する行為
10. 正当な理由なく、従業員の業務を妨げる行為
11. 本施設での撮影や録画等の行為（本施設が許可した場合を除く）

12. その他、本施設の秩序を乱す行為

第3章 入会金・事務手数料

第20条（入会金・事務手数料）

本施設が定める入会金・事務手数料を、入会時にお支払いいただき、一度お支払いいただいた費用は、理由のいかんに関わらず返還いたしません。

第21条（入会金・事務手数料の改定）

本施設が定める入会金・事務手数料は改定することができます。

1. 改定した料金は、新たに入会する会員から適用します。
2. 前項の改定を行う場合、1ヶ月前までに館内の掲示板などによって会員に告知するものとします。
3. キャンペーンの日程および内容を事前に会員に告知する義務を負わないものとします。

第4章 会費

第22条（会費の支払い）

1. 本施設は、毎月27日（27日が土日祝日の場合は翌営業日）に集金代行業者を通じて会員が指定する銀行口座より会費を請求するものとします。また、これが履行されなかった場合は、翌月5日（5日が土日祝日の場合は翌営業日）までに、本施設受付窓口にて会費を支払うか、もしくは本施設指定銀行口座に会費を振り込まなければなりません。
2. 会員は、利用開始日以降、本施設の理由の有無に関わらず支払わなければなりません。
3. 会員が支払った会費などの費用については、理由の如何に関わらず返還いたしません。

第5章 施設営業

第23条（営業日・営業時間および休館日）

本施設の営業日や営業時間および休館日は別に定めるものとし、年末年始などの季節休館については別途通知します。

第 24 条（施設の一時閉鎖・一時休業）

次の各号に該当する場合、本施設の全てまたは一部閉鎖、または休業することがあります。その場合、1 週間前までにその旨を会員に告知しますが、これにより会員の支払い義務が軽減もしくは免除されることはありません。

1. 気象災害、その他外因的事由により会員が被害を受ける恐れがあると判断した場合
2. 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ない場合
3. 定期休業による場合
4. 法令の定めや行政指導、経済情勢の著しい変化、その他重大な事由によりやむを得ない場合
5. 本施設が企画するイベントなどの開催による場合

第 25 条（規約の改定）

本施設は規約などその他運営管理に関する事項の改定を行うことができます。なお、改定した規約などの効力は全会員におよぶものとします。

第 26 条（規約外事項）

本規約に定めのない事項および本施設運営上必要な事項は、本施設が定めることができるものとします。

第 27 条（手続き）

本施設への入会、利用コース変更、休会および退会などについては、必ず本施設にてその手続きを行うものとします。

附則

本規約は令和 7 年 5 月 7 日より施行いたします。